

神戸新交通株式会社の社員の懲罰処分について

神戸新交通株式会社において、以下の通り、社員の懲罰処分を行ったため発表いたします。

処分案件①

1. 処分理由

不適切な現金の取扱い

2. 処分年月日

令和3年11月18日

3. 処分概要

被処分者：臨時社員1名

処分内容：出勤停止7日

処分理由：令和3年6月、駅定期券発売所で業務する臨時社員が、当日の定期券発売日報の集計額と売上現金に800円の差異（集計額よりも現金が800円多い状態）が発生していたため、売上現金から800円抜いて帳尻を合わせた状態で報告し、現金800円を無断で持ち出した。

※当該臨時社員は、後日会社からの指摘により、現金800円を会社に返却。

※調査の結果、差異800円は当該臨時社員の定期券発売日報への記載ミスによるものであった。

処分案件②

1. 処分理由

パワーハラスメント行為

2. 処分年月日

令和3年11月18日

3. 処分概要

被処分者：社員（担当）1名

処分内容：出勤停止1日

処分理由：令和3年6月、処分事案①の現金持ち出し当日の駅責任者であった社員が、後日、当該臨時社員に指導を行う際に業務上の必要性を逸脱した暴言を發した。その結果、当該臨時社員に精神的苦痛を与えるに至った。

なお、管理監督者責任として、処分事案①と処分事案②の被処分者両名の上長（係長級社員）に対し、「減給」処分とした。（同日付）

処分案件③

1. 処分理由

情報漏洩

2. 処分年月日

令和3年11月18日

3. 処分概要

被処分者：係長級社員1名

処分内容：降職

処分理由：令和3年10月、懲罰委員会の委員である社員が、懲罰委員会の審議により決議された処分事案①について、処分の事実及びその内容を他の社員に伝えて、機密情報を漏洩させた。

<再発防止策>

今後、駅売上金の管理については、管理者側でより細かく確認を行うなど現金取扱いの厳格な管理を徹底いたします。また、パワーハラスメント、情報漏洩の防止については、現行の就業規則を改定し、処分量定の厳罰化を行うなど、再発防止に努めてまいります。

また、コンプライアンス体制につきましては、本年10月より内部通報・相談の社外窓口において、女性弁護士による対応を開始したほか、コンプライアンス研修(11月)を実施し、ハラスメントの防止及び規程遵守の徹底を図るなど、ガバナンスの強化に努めてまいります。